

平成 27 年 4 月 日  
特定個人情報保護委員会

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び  
「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」  
に関する Q & A の追加・更新（案）

事業者の皆様から問合せの多い事項について、考え方を整理し、ガイドラインに関する Q & A を追加・更新しました。（追加 9 問、更新 3 問）

※ 既に掲載している Q & A を更新するものについては、修正箇所を赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

**【事業者編】**

**1：個人番号の利用制限**

Q 1-1-2 個人番号の利用目的について、個人情報保護法における個人情報の利用目的とは区別して本人に通知等を行う必要がありますか。

A 1-1-2 個人番号の利用目的と個人情報保護法における個人情報の利用目的とを区別して通知等を行う法的義務はありませんが、個人番号の利用範囲は限定されているため、その利用範囲を超えて利用目的を特定・通知等しないよう留意する必要があります。（平成 27 年 4 月追加）

Q 1-2-2 扶養控除等申告書に記載されている個人番号を、源泉徴収票作成事務に利用することはできますか。

A 1-2-2 扶養控除等申告書に記載された個人番号を取得するに当たり、源泉徴収票作成事務がその利用目的として含まれていると解されますので、個人番号を源泉徴収票作成事務に利用することは利用目的の範囲内の利用として認められます。（平成 27 年 4 月追加）

**3：委託の取扱い**

Q 3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。

A 3-12 当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うのかどうか基準となります。当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみることはできませんので、番号法上の委託には該当しません。

当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合とは、契約条

項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。

~~なお、上記における個人番号をその内容に含む電子データは、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものであり、個人番号として取り扱われます。~~（平成 27 年 4 月更新・Q 9-2 に分割）

（更新理由）

最後の段落については、個人番号の定義に関する内容であり、Q 9-2 に記述することとしました。

Q 3-14-2 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者、通信事業者等の外部事業者による配送・通信手段を利用する場合、番号法上の委託に該当しますか。

A 3-14-2 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者による配送手段を利用する場合、当該配送業者は、通常、依頼された特定個人情報の中身の詳細については関知しないことから、事業者と配送業者との間で特に特定個人情報の取扱いについての合意があった場合を除き、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託には該当しないものと解されます。

また、通信事業者による通信手段を利用する場合も、当該通信事業者は、通常、特定個人情報を取り扱っているのではなく、通信手段を提供しているにすぎないことから、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託には該当しないものと解されます。

なお、事業者には、安全管理措置（番号法第 12 条等）を講ずる義務が課せられていますので、個人番号及び特定個人情報が漏えいしないよう、適切な外部事業者の選択、安全な配送方法の指定等の措置を講ずる必要があります。（平成 27 年 4 月追加）

## 5：個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

Q 5-1-2 税や社会保障の手續に関して個人番号関係事務実施者となる事業者は、平成 28 年 1 月（個人番号の利用開始）以前に、従業員等から個人番号を収集することは可能ですか。

A 5-1-2 個人番号の通知を受けている本人から、平成 28 年 1 月から始まる個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です（内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「事業者のみなさまへ」（「事業者による個人番号の事前収集」について）参照）。（平成 27 年 4 月追加）

Q 5 - 8 - 2 個人番号を記載しなければ、支払調書等の写しを本人に送付することは  
できますか。

A 5 - 8 - 2 本人の個人番号を含めて全ての個人番号を記載しない措置や復元できない  
程度にマスキングすれば、番号法上の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保  
護法第 25 条に基づく開示の求めによらず、支払調書等の写しを本人に送付することが可  
能です。(平成 27 年 4 月追加)

## 6 : 収集・保管制限

Q 6 - 4 所管法令によって個人番号が記載された書類を一定期間保存することが義務  
付けられている場合には、その期間、事業者が~~支払調書を作成する~~システム内で個人  
番号を保管することができますか。

A 6 - 4 所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの  
間は、~~支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるた  
め、~~当該書類だけでなく、~~支払調書を作成する~~システム内においても保管することがで  
きると解されます。(平成 27 年 4 月更新)

(更新理由)

記載内容を正確にするために訂正したものであり、結論に変更はありません。なお、  
保存義務が課されていない支払調書の控えの取扱いについては、Q 6 - 4 - 2 に記述し  
ています。

Q 6 - 4 - 2 支払調書の控えには保存義務が課されていませんが、支払調書の作成・  
提出後個人番号が記載された支払調書の控えを保管することができますか。

A 6 - 4 - 2 支払調書を正しく作成して提出したかを確認するために支払調書の控えを  
保管することは、個人番号関係事務の一環として認められると考えられます。

支払調書の控えを保管する期間については、確認の必要性及び特定個人情報の保有に  
係る安全性を勘案し、事業者において判断してください。なお、税務における更正決定  
等の期間制限に鑑みると、保管できる期間は最長でも 7 年が限度であると考えられます。  
(平成 27 年 4 月追加)

Q 6 - 7 支給が数年に渡り繰延される賞与がある場合、退職後も繰延支給が行われなくなることを確認できるまで個人番号を保管することはできますか。

A 6 - 7 退職後に繰延支給される賞与が給与所得に該当し、[源泉徴収票支払調書の作成提出](#)が必要な場合には、繰延支給が行われなくなることを確認できるまで個人番号を保管することができると解されます。(平成 27 年 4 月更新)

(更新理由)

記載内容を正確にするために訂正しました。

## 9 : その他

Q 9 - 2 個人番号を暗号化等により秘匿化すれば、個人番号に該当しないと考えてよいですか。

A 9 - 2 個人番号は、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものであることから、番号法第 2 条第 8 項に規定する個人番号に該当します。(平成 27 年 4 月追加)

Q 9 - 3 個人番号をばらばらの数字に分解して保管すれば、個人番号に該当しないと考えてよいですか。

A 9 - 3 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するに当たっては、ばらばらに分解した数字を集めて複合し、分解前の個人番号に復元して利用することになるため、ばらばらの数字に分解されたものについても全体として番号法第 2 条第 8 項に規定する個人番号であると考えられます。(平成 27 年 4 月追加)

## 15 : 物理的安全管理措置

Q 15 - 1 - 2 事務取扱担当者が、顧客先等から特定個人情報等を持ち帰る場合に留意すべき事項はありますか。

A 15 - 1 - 2 特定個人情報等を持ち帰る場合についても、当然に漏えい等を防止するために物理的安全管理措置を講ずる必要があります。留意すべき事項については、「c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止」を参照してください。(平成 27 年 4 月追加)